

## 公益財団法人香川県農地機構農地中間管理事業の実施に関する規程

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が行う農地中間管理事業の実施に関する規程を定めるものとする。

(市町、農業委員会及びその他の関係機関と一体となった推進)

第2条 機構は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町とその作成に参画する農業委員会及びその他の関係機関のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として業務を推進するものとする。

2 機構は、原則として全市町に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。

3 機構は、原則として全市町に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

4 機構は、市町以外の業務委託先の名称及び住所を市町に通知し、市町と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

第3条 法第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準は、次のとおりとする。

(1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、日本型直接支払制度、基盤整備事業等に係る地域の協議において、農地利用のあり方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

(2) (1)は、当該区域以外の区域において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第4条 法第8条第2項第2号に規定する農地中間管理権を取得する農用地等の基準は、次のとおりとする。

(1) 機構は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

一方、遊休農地であっても、再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合であって、借受希望者への貸付けが見込まれるものについては、

農地中間管理権の取得について十分検討するものとする。

- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

こうした事態を避けるためにも、機構は、日頃から市町等の関係機関と連携しながら借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

(借受希望者の募集等)

第5条 法第8条第2項第7号の規定に基づき、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号。以下「施行規則」という。）第5条第1号で定める農用地等について借受けを希望する者の募集の方法に関する事項については、次のとおりとする。

- (1) 借受希望者の募集は、通年で行うものとする。
- (2) 募集の区域は、市町又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町の意見を聞いて決定するものとする。
- (3) 募集に当たっては、当該区域における次の事項を明確にして募集するものとする。
  - ① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
  - ② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）
- (4) 募集に当たっては、次の事項等を明確にしてもらうものとする。
  - ① 借受けを希望する農用地等の種別（田、畑等）、面積、希望する農用地等の条件
  - ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別（米、レタス、イチゴなど）
  - ③ 借受けを希望する期間
  - ④ 現在の農業経営の状況（自己所有地・借受地面積、作物ごとの栽培面積等）
  - ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規就農等）
- (5) 募集は、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。
- (6) 新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等、地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。

また、関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等から判断して、地域内に担い手が十分いない地域については、他地域の法人経営体や新たに就農しようとする者、参入を希望する企業等に対して、募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。

(7) 募集に応じた者については、次の事項等を整理し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- ① 氏名又は名称
- ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規就農の別
- ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- ④ 借り受けた農用地等に作付けする作物の種別

(8) 機構は、農用地等の貸付先の決定を公平・適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第 18 条第 5 項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

第 6 条 法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する農地中間管理権の取得の方法及びそのための貸付希望者の把握については、次のとおり行うものとする。

(1) 機構は、市町、農業委員会及びその他の関係機関と連携を密にして、次の事項等を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

- ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
- ② 当該地域の担い手の状況
- ③ 当該地域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運
- ④ 当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し

(2) 機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

(3) 機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受け後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、機構での滞留期間を短くするものとする。

(4) 具体的な農地中間管理権の取得は、農地所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

(5) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付等により説明を行うものとする。

(6) 農地中間管理権の期間については、農地所有者との協議によるが、原則として 6 年以上となるようにするものとする。

(7) 機構は、利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

(貸付先決定ルール)

第7条 法第8条第2項第4号に規定する農用地利用配分計画の決定及び法第19条の2第1項に規定する農用地利用配分計画によらず賃借権の設定等を行う場合の農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第3項第4号に基づく同意による貸付先の決定の方法については、次のとおりとする。

(1) 基本原則

機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規に就農した者が、効率的かつ安定的な農業経営を目指していくことができるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて、公平・適正に調整すること。

(2) 機構は、(1)の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。

(3) 区域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手が利用する農地の集約化や既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営発展、新規就農者の就農促進等に資する観点から、以下の場合は、貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）に当たり配慮を行うものとする。

- ① 担い手相互間又は担い手と非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ② 集落営農法人の構成員が、当該集落営農法人に利用させることを目的として、機構に農地を貸し付ける場合
- ③ 新規に就農しようとする者が、耕作する農地を借り入れようとする場合

(4) 当該農用地等に隣接等をする担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接等をして農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、機構は、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② ①の借受希望者が複数存在する場合には、当該者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等。以下同じ）により優先順位を付けた上で、順次協議するものとする。

(5) (3)及び(4)以外の場合で、区域内に十分な担い手がいる場合（第5条の募集に際してその旨明示した区域）

- ① 当該区域の借受希望者のうち、区域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度により優先順位を付けた上で、順次協議を行うものとし、これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。
  - ② ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (6) (3)及び(4)以外の場合で、区域内に十分な担い手がない場合
- ① 当該区域の借受希望者（新規に就農する者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度により優先順位を付けた上で、順次協議を行うものとする。
  - ② 特に、新規に就農しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
  - ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- (7) 集積計画一括方式による場合
- 機構は、市町段階において、(1)から(6)までの貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- (8) 貸付期間
- 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該区域の農地利用の効率化・高度化を進めるうえで必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- (9) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (10) 機構は、知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町の農用地利用集積計画への同意の協議に当たっては、あらかじめホームページ等で借受希望者の意見を聴くものとする。

(賃料の水準等)

第8条 機構が借り受けるときの賃料及び貸し付けるときの賃料については、次のとおりとする。

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該区域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- (2) 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ安定的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことがないようにするため、必要があるときは、機構

は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

第9条 法第8条第2項第7号の規定に基づき、施行規則第5条第2号で定める機構が農用地等の賃貸借等を解除する場合の期間の基準等については、次のとおりとする。

(1) 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約を解除するものとする。

① 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

ただし、市町等の関係機関から、特別の理由により延長申請があれば、最大1年間延長することができるものとする。

② 災害その他の事由により、農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(2) 農地中間管理権に係る契約の解除に当たっては、解除が見込まれる早期の段階から当該農用地等の所有者とよく協議するものとする。

(農用地等の利用状況の報告等)

第10条 機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し、法第21条に規定する農用地等の利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の要否を判断するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第11条 法第8条第2項第5号に規定する農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施基準は、当該農用地等の所有者が、利用条件の改善について了解した上で機構に10年以上の期間で貸し付けており、かつ、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。

(2) 当該区域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第12条 法第8条第2項第6号に規定する農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制として、機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、ホームページ等を通じて周知徹底を図るものとする。

(業務委託)

第13条 法第8条第2項第7号の規定に基づき、施行規則第5条第3号で定める農地中間管理事業に係る業務の委託の実施基準については、次のとおりとする。

- (1) 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、機構は、市町に対し、その同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (2) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、地域農業再生協議会、市町の農業関係公社、農業協同組合、土地改良区等に対し、委託する業務を適切に行うことができる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- (3) 業務委託に当たっては、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができる者として知事が指定したものへの委託を進めるものとする。

(その他)

第14条 この事業規程に定めるもののほか、機構の業務執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この事業規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第5条第1項に定める農地中間管理事業の開始の日から施行する。
- 2 この事業規程の施行の際現に行われている旧農地保有合理化事業又は農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条の規定により新たに行われる旧農地保有合理化事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、香川県知事の許可のあった日から施行する。（平成26年6月30日香川県知事許可）

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日（平成29年9月25日）から施行する。

附 則

この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）の施行の日（令和元年11月1日）から施行する。